## 指摘事項,意見等一覧表

【指摘事項】

- 法令、基準等に違反していると認められるもの
- ・その他適正を欠く事項で是正する必要が認められるもの

対象なし

## 【意見等】

- ・事務の執行、事業の管理状況等について、効率性、経済性又は有効性の観点から、検討する必要があると認められるもの
- ・その他法令、基準等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの
- ・制度、組織等に関する課題のうち、特に要望する必要があると認められるもの

年度	監査区分	番号	部	課	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)
1	定期監査	45	教育委員会事 務局 管理部	教育企画課	調査寺について	所管課による学校園に対する現地調査については指摘事項は口頭で指導するのみとなっており、指摘内容の文書での改善要求、改善状況の確認までは行われていませんでした。また、要綱の見直し状況については、事件発覚から2年経過した現在においても、要綱の見直しの洗い出し及び整理が完了していない状況であることについては、不正を防ぐ体制づくりが完了していないと考えざるを得ず、今後も同様の事件が発生する余地が残さ	にあたり、調査のポイントなどを整理し事前に共有した上で実施するなど、 調査体制の構築を進めました。

年度	監査区分	番号	部	課	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)
1	定期監査	46	教務管理部		老朽改修工事に伴う	学校園における老朽改修工事の際の物品移動について、「複数の学校園の物品移動に同時に対応でき、過去学校園での同様の物品移動の実績がある2者に見積りを依頼した。」旨の説明を受けましたが、学校園ごとの契約であれば、複数の学校園の物品移動に同時に対応できる必要はなくまた、過去の物品移動の実績を要件とすることについては、依頼業者の固定化につながり、価格の競争性が働かなくなる可能性があると考えます。さらに、一括発注の可否について、「老朽改修工事については、補助金が下りなかった場合や、入札が不調になれば工事が延期され、直前で内勢作業については一括して発注することが難しいと判断している。また、物品移動の作業は同日同時間帯に一斉に行われるため、必要な人件費や機材は変わらず、一括発注した場合の経済的メリットを得ることができない。」旨の説明を受けましたが、一括発注による経済的メリットを得ることができない。当時の説明を受けましたが、一括発注による経済的メリットを得ることができない。当年の説明を受けましたが、一括発注による経済的メリットを得ることができないとからず、一括発注による経済的メリットを得ることができないと対断するならば、個々の契約において経済性を確保できるよう、なるべく多くの業者から見積書を徴取することを検討すべきではないかと考えます。地方自治法第2条第14項においては、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とされていることを念頭に、今後、所管課においては、最少の経費で事務を処理することができるよう、現在の契約金額の妥当性を再度検証し、経済的合理性を満たす契約方法となるよう検討してください。	事務を行います。
1	定期監査		教育委員会事 員会 等理部		学校園コンクリートブ ロック塀改善工事につ いて	しかしながら、本年11月末現在の改善工事実施状況については、対象 校園35校園のうち、工事実施済みは小学校が1校、中学校が1校、幼稚園 が1園の計3校園と、小学校2校で一部分の工事が完了しているにとどまっ ており、所管課からは、「タイトなスケジュールではあるが、国の交付金対象	逆瀬台小学校については、今年度中に再度入札を行います。それ以外の学校園については、全て契約を完了し、令和元年度内に竣工を予定しています。 未契約の3校については、交付金対象外事業のため国交付金の確保へ

年度	監査区分	番号	部	課	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)
1	定期監査	48	教育委員会事 務局 管理部	施設課	小学校・中学校のトイ レ洋式化について	家庭のトイレの洋式化が進んでいることや、学校が災害時の避難場所となることから学校のトイレの洋式化が求められ、本市においても、学校のトイレの洋式化を進めていますが、平成31年3月末現在、本市の市立小・中学校のトイレの洋式化率は、小・中学校合わせた平均で63.3%という状況です。 所管課では、国の学校施設環境改善交付金を活用し、計画的に工事を実施しており、現時点では令和6年度の完了を目標としています。今後の交付金の確保見込について、所管課から、「トイレの整備については、国は、学校施設の防災機能の強化策として、『防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策』において、平成30年度から令和2年度までの3か年に集中的に実施することとしており、令和3年度以降に交付金の対象となるかどうかについて不透明な部分がある。」旨の説明を受けました。トイレの整備にあたっては、多額の費用を要することから、国の交付金の確保は重要となります。施工業者の確保などを考慮すると前倒しの実施は難との説明も受けましたが、交付金の状況や学校間における進捗率の差、阪神間各市の整備状況も踏まえ、計画期間内におけるできる限り早期の整備を目指し取組を進めてください。	繕を実施し、令和2年2月14日現在、小中学校の洋式化率は67.3%となっています。令和2年度にも、今年度までに設計が完了している6校全てについて、令和元年度中に国交付金を確保しています。 現状、「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」による優遇措
1	定期監査	49	教育委員会事務局管理部	学事課	奨学基金について	平成25年12月の条例改正後の奨学基金の活用状況について確認したところ、「条例改正後も取り崩して活用した実績はなく、奨学金の給付や貸付けは一般会計からの支出のみで行っている。」旨の説明を受けました。また、ホームページでも寄附を呼び掛けていますが、とりわけ平成26年度と平成27年度に採納された合計6,000万円という高額の寄附金を奨学基金に積み立てているものの、現在に至るまで一度も活用されていない状況です。令和2年4月からは、低所得者世帯の学生を対象にした大学などの高等教育無償化が始まることにより、本市の奨学金を必要とする人の減少が引込まれます。兵庫県にも類似制度がある中で、本市の奨学金制度の在り方については根本的に検討する時期に来ていると考えます。また、奨学基金に寄附をされた方の意向も踏まえ、基金の適切な活用方法についても早急に検討してください。	令和2年4月より始まる高等教育の無償化に加えて、兵庫県の奨学金制度が充実してきていることから、現行の奨学金制度(高校生対象の給付と高校生・大学生対象の貸付)を廃止する予定としています。また、奨学基金の活用方法についても寄付者に現状を説明し、意向を踏まえた上で、今後の活用方法を検討していきます。
1	定期監査	50	教育委員会事 務局 管理部	学事課	学校保健管理指導委 託について	本市では、宝塚市医師会を委託先として、宝塚市立学校園の学校保健全般に関する管理・指導、学校定期健康診断についての検討を委託していますが、委託の詳細な内容を定めた仕様書は作成されておらず、業務委託完了後の実施報告書の提出も受けていませんでした。委託料の積算根拠を見てみると、全額人件費で占められています。契約書に添付された事業計画書を見ると、実質的に医師の出席に対する報酬であると考えます。また、本委託により医師が出席している学校保健会総会・理事会は、市が宝塚市学校保健会に委託している学校保健会の事業運営委託業務の中で学校保健会が行っている事業内容であり、委託業務の中に別の委託業務が入り込んだ形になっています。が、我酬とするなら消費税は発生しないのに対し、これを委託とすることで消費税を発生させることが果たして適切か、所管課において検証が必要ではないかと考えます。また、委託という形が妥当かどうかについても検証し、業務の内容と範囲について整理を行ってください。	学校保健管理指導委託業務について、宝塚市医師会へ今年度の当該委託業務に係る実施報告書の提出を求めるとともに、次年度の委託業務に向けて仕様書を作成します。 学校保健管理指導委託業務の内容、範囲の整理については、定期健診検討会や結核対策委員会等の会議への出席に対する費用のほかに、学校事故や伝染病の発生にかかる随時協議にかかる費用も含まれています。さらに、宝塚市学校保健会総会・理事会への出席業務についても本委託業務に含まれていますが、これは宝塚市医師会との協議の上、当該業務を委託してきた経緯があり、今後、医師会との協議や宝塚市学校保健会への意見提案を行いながら整理していく必要があると考えています。

年度	監査区分	番号	部	課	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)
1	定期監査	51	教育 香 員会 事 管理部	学校給食課	学校給食における異 物混入について	本市の学校給食における異物混入の発生件数は、平成28年度以降横ばいで推移しています。 異物混入への対応については、所管課作成の「学校給食異物混入対応マニュアル」(以下「マニュアル」という。)に基づき行われていますが、各学校に対する定期的な点検までは実施できていない状況となっていました。マニュアルの履行状況について点検を行わなければマニュアルが形骸化してよう恐れがあるため、チェックリストを作成し各学校から定期的に提出を求める、納入業者に対して適宜立入検査を行うなど、適切なマニュアル運用に努めてください。 また、異物混入の多い納入業者に対する措置として、「他の業者と比べて異物混入の事案が多い業者については、強く指導している。」旨の説明を受けましたが、その基準については、強く指導している。」自の説明を受けましたが、その基準については、強く指導している。で運用基準を定めておく必要があるのではないかと考えます。さらに、健康に影響を及ぼすと判断される異物混入の場合について、同マニュアルでは「異物混入により、給食提供を中止した場合は、当日中に保護者に対して文書により報告すること。」とされていますが、健康に影響を及ぼす可能性が低いと判断され、給食提供を中止しなかった場合、また、異物混入の原因が特定できない場合であっても、保護者等外部に対し内容の公表を行うなど情報公開を徹底することで、学校給食の透明性が確保できるのではないかと考えます。 所管課においては、適切なマニュアルの運用、納入業者に対する適切な指導及び異物混入発生時の情報公開等により、学校給食の安全性及び透明性の確保に努めてください。	学校給食における異物混入防止について、「学校給食異物混入対応マニュアル」に基づいた取組が実施されているか点検するため、チェックリストを作成し令和2年2月から各学校に学校給食課職員が立入検査を開始しました。令和2年度以降も継続して実施していきます。また、異物混入が生じた場合の納入業者に対する措置について、契約期間中に異物混入の事案が生じた場合、顛末書の提出や学校給食課職員が製造工場などに立入検査の実施することなどの基準を令和2年度より契約書内に記載することとしました。。 混入した異物が健康に影響を及ぼす可能性が低いと判断される異物の場合、また、原因が特定できない場合について、児童生徒及び保護者が学校給食に不安を抱くことがないよう情報公開の方法を検討していきます。
1	定期監査		務局	学校教育課 青少年センター 共通	令和元年6月8日の 市立中学校管理下重 大事故時の対応につ いて	令和元年6月8日に発生した市立中学校管理下重大事故における中学校の初期対応については、「本市の「事件・事故対応基本マニュアル(学校版)」に沿って行った。」旨の説明を受けましたが、このマニュアルのなかで「市教委対応」として挙げられている「対応マニュアル」及び「対策本部の設置」については、手続方法等の策定がなされていませんでした。また、市教育委員会の対応については、「文部科学省の「学校事故対応に関する指針」に沿って進めている。」旨の説明を受けましたが、この指針では「学校、学校の設置者、各地方公共団体等においては、それぞれの学校の実情に応じ、本指針を参考として、危機管理マニュアルの直直し・改善を図り、事件・事故災害の未然防止とともに、事故発生時の適切な対応が行われるよう、事故対応に関する共通理解と体制整備を図ることが必要です。」とされており、このことに鑑みるに、この指針を参考として市教育委員会としての対応マニュアルを事前に作成しておくことが必要だったのではないかと考えます。 対応マニュアルを整備しておかなければ、事件・事故対応を適切に行うことは困難であると考えます。事件・事故発生時に対策本部の設置を含めたとは困難であると考えます。事件・事故発生時に対策本部の設置を含めたとは困難であると考えます。事でできるよう、市教育委員会の事件・事故対応マニュアルの作成を行ってください。	事件・事故の未然防止とともに、事故発生時の迅速な初動体制や適切な対応を行うため、宝塚市教育委員会の事件・事故対応マニュアルを、できるだけ早期に作成します。

年度	監査区分	番号	部	課	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)
1	定期監査	53	教育 委員会 事 学校教育部	学校教育課	委託による事業実施 について	事業委託の実施状況について確認した結果、(1)TAKARAっ子いきいきスクール推進事業委託及び(2)「トライやる・ウィーク」推進事業委託とついて問題が見られました。まず、(1)、(2)のいずれも契約書中に業務内容について明確に規定した業務仕様書の添付がありません。(1)では「TAKARAっ子・いきいきスクール」推進事業計画書、(2)では地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」活動計画書と、それぞれ受託者の作成した計画書が添付されており、これが業務仕様書の代わりとなっています。また、業務の委託にあたって委託積算書も作成されておらず、(1)、(2)共に学級数に応じて委託額が決まる形となっています。通常、業務を委託する場合、市が委託したい業務を業務仕様として明確に規定し、その仕様に沿って委託料を積算するのが一般的ですが、(1)、(2)いずれも、相手方からの申請が一定の要件を満たしていれば、決まった額の助成を行う補助事業に近い印象も受けます。委託事業の内容について精査し、より適正な事業執行となるよう努めてください。さらに、委託料に関しては、(1)、(2)共に契約書中に精算の規定が設けられており、委託事業に要した経費を除き、残額が出れば市に返還することとなりますが、委託事業に要した経費を除き、残額が出れば市に返還することとなりますが、委託事業に要した経費を除き、残額が出れば市に返還することとなりますが、委託事業に要した経費を除き、残額が出れば市に返還することでは表記で表記のでは表記で表記が、の時間が難しいものもあります。また、委託料額と同額を支出したとして残額の円と報告している学長れば行われていないかが懸念されます。特に(2)においては、実績報告において報告のあったまに表記で、特に(2)においては、実績報告において報告のあったまでまが、特に(2)においては、実績報告において報告のあったまでまが、明告において報告のおったを記述であると見られます。所管課が行う説明会等において、使い切りを意図した執行、委託事業に不必要な執行は行わないよう注意喚起を行っているとのことですが、引き続き委託事業に資する経費にのみ委託料を支出するよう周知を徹底してください。	令和2年度は、当初予算の編成が終了しているため、例年通り委託で当該事業を実施し、指摘のあった仕様書と積算書も作成するものとします。 令和3年度については補助金形式も含めて検討していきます。 なお、予算の使い切りが疑われるような執行や目的外の支出がされないように引き続き事業説明会で注意喚起を行っていきます。
1	定期監査	54	教育委員 会事 育局 教育部	学校教育課	対外課外活動参加補 助金及び中学校部活 動支援補助金につい て	通費等の一部を助成するための補助金であると解されます。学校から提出された実績報告書を見ても、報告された補助対象経費の8割以上が生徒が大会等参加の際に負担した交通費となっています。 市から各学校長あてに交付された中学校部活動支援補助金が、どのような形でいくら生徒の手に渡ったのか所管課に確認したところ、学校側にそこまでの報告は求めておらず、生徒への交付金額や交付方法については把	西谷中学校への補助について、対外課外活動参加補助金においては、同中学校が市内中学校の各種大会に参加する場合は、「阪急田園バス 西谷小学校前からJR武田尾駅」までの往復交通費に限り補助対象としています。よって同じ大会であっても中学校部活動支援補助金において「JR武田尾駅〜大会参加費を計上していたとしても二重交付にはなりません。しかしながら、二重交付をすることのないよう徹底して確認していく必要があると考えています。学校現場において中学校部活動支援補助金がどのように執行されているかについては、現在、学校へ調査を依頼しているところです。その結果をとりまとめ、必要に応じて実績報告の書式や交付要領等を見直すなど検討する予定です。

年度	監査区分	番号	部	課	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)
1	定期監査	55	教育委員会事 務局 学校教育部	教育研究課	備品管理について	今回の監査に際し、備品マスタ上管理する備品全2.112点から5点を抽出し、所在の確認を行いましたが、実査時点では5点ともその所在が確認できず、後日5点中2点については備品マスタ上の所在場所と異なる場所に設置されていることが判明し、日を改めて重要物品15点の所在を確認しましたが、うち1点の所在は確認できませんでした。所管課からは、「所管備品数は2.112点もあり、一度に突合することは事実上困難である。」旨の説明を受けましたが、所管課の物品管理者が会計管理者へ提出している平成30年9月末現在の物品現在高調査結果では「全て備品マスタと保管備品と一致し不一致等は無し」と報告されていました。会計課長からは「公金により物品の購入が行われていることを再認識し、物品現在高調査を実施するよう」通知されています。また、重要物品については、「この調査の結果は、決算審査資料として扱うほか、事務報告書の基礎資料にもなりますので、正確な処理をお願いします。」と通知されています。しかしながら、物品調査を十分行わないまま報告書を提出していることは、物品管理者としては大きな問題があると考えます。早急に備品の所在を確認の上必要な手続を行う等、適切な備品管理に努めてください。	教育総合センターの3課(教育研究課・教育支援課・青少年センター)で、 備品の点検方法の見直しを行い、令和元年12月から令和2年2月7日まで に、館内の備品の現有調査を行いました。現在、その結果を基に備品台帳 上で、備品登録漏れ、備品設置場所の変更等を進めています。令和元年 度中に、備品台帳の修正を完了し、備品の譲渡、故障や老朽化に伴う廃棄 などを行います。会計管理者へ教育研究課所管の物品現在高調査の報告 を行うとともに、今後、備品の適切な管理に努めます。
1	定期監査	56	教育委員会事 務局 学校教育部	教育支援課	講座及び教育支援・	トルを工夫しており、参加された方々からは異口同音に「来て良かった」という感想をもらっている。今回、広報の方法を工夫したことで、参加人数が増加したため、今後も効果的な広報について検討していく。」旨の説明を受けましたが、いずれの講座もそれぞれの対象者数に比して参加者数が非常に少なく、事業効果については疑問を抱かざるを得ません。所管課においては、参加者が少なくなっている理由について、他の講座と内容が重複していないか、ニーズのある講座内容となっているか等の分析を行い、そ	学校園カウンセリング講座は、参加者が事例を持ち寄りながら、日頃困っていることや疑問に思っていることを気軽に述べ合い、教育相談員が心理面からの切り口で助言する少人数ならでは可能な内容です。一人一人が発信することに意味がある会であると捉えていますので、講義形式のような大人数は適しません。しかしながら、年によっては一桁の時もあり、不登校の子供の対応に困っている教職員は上記数以上いると考えられますので、広報について管理職から直接周知してもらうなど、もう少し工夫すれば、一定数以上の参加が見込まれると思われます。教育支援・教育相談講座は、講師は教育支援課の教育相談員、対象は広く子どもを持つ保護者で、座談会のような形式をとっており、座談会が成り立つ人数をどのようにコントロールするかは難しい問題ですが、今年は他課の協力も得て、比較的適度な人数の参加があったと捉えており、来年度以降は今年の成果を踏まえて、徐々に広報する機会を増やしていく予定です。
1	定期監査	57	教育委員 会事 務局 学校教育部	青少年センター	青少年補導員記章に ついて	青少年補導員記章の取扱いについては、「青少年補導員記章取扱要綱」に定められていますが、平成28年度末に補導委員から回収できた予備を含む記章275個については青少年センター所長保管とし、鍵のかからない格納庫にそのまま保管され続けている状態となっていました。回収を行った平成28年度末時点においても、「青少年補導員記章登録原簿」に基づく台帳管理がなされておらず、回収当時、亡失又は遺失があったかどうかもはっきりしない状況になっていました。このことについて所管課から、「現在は、記章の代わりに補導委員証で代用をしている。」旨の説明を受けましたが、補導委員証に押印されていた宝塚市教育委員会印は、青少年補導委員の委嘱状に対する公印使用許可に使用されていたものをそのまま使用しており、また、補導委員証に対する決裁や公印使用許可は行われておらず、発行簿での管理も行われていませんでした。記章及び補導委員証については、万が一にも悪用されることのないよう、より慎重で厳重な取扱いが必要です。記章については、今後使用しないのであれば、取扱要綱の廃止及び適切な方法による記章の処分を検討してください。また、補導委員証については、発行の根拠について整理した上で発行簿等管理台帳による管理を行うなど、適切な取扱いに努めてください。	青少年補導委員記章並びに青少年補導員記章取扱要綱については、令和 2年3月末までに、廃止を予定しています。 また補導委員証については、宝塚市青少年補導委員設置規程を一部改 正することで、発行の根拠を明文化し、番号等について台帳管理を行いま す。

年度	監査区分	番号	部	課	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)
1	定期監査	58	教育委員 会事 社会教育部	社会教育課	文化財保護事業について	本市では、市内各所で多数の遺物が出土していますが、博物館等で所有、保管されているもの以外の出土遺物については、以前は旧市立中山桜台幼稚園内の倉庫に保管されていましたが、平成30年度からは、市立小浜宿資料館及び市立宝塚自然の家体験学習室に移転し、鉄・木製品・土器等に分類し、約400箱のコンテナで保管されていますが、これら施設は文化財専用の施設ではないため、出土された文化財の整理を行う専用の作業場や保管設備等がなく、十分な管理体制ができていない状況となっています。また、阪神間各市の専用施設の状況及び埋蔵文化財担当の職員数を比較しても、専用施設がないのは本市のみであり、埋蔵文化財担当の職員数についても、本市は平成29年度に採用された正規職員(学芸員)1人のみの配置となっています。今後、膨大な数量の遺物の整理作業を、職員1人だけで行うのは困難であり、人材の確保についても検討する必要があると考えます。本市の厳しい財政状況の中、また、本年7月に作成された「宝塚市公共施設(建物施設)保有量最適化方針」において、今後、公共施設の保有量を削減する方向性が打ち出されている中で、新たな施設を建設することは極めて困難な状況にあることは理解できますが、利用されていない施設の活用なども含め、専用施設の整備について検討する必要があるのではないかと考えます。加えて、出土遺物については、市民の貴重な財産であることから、積極的に公開に努め、文化財に対する市民の関心や理解が深まるような取組を進めてください。	出土された文化財の整理を行う専用施設の整備については、新規施設を建設することは財政的にも難しいため、山中家より寄贈を受けた小浜宿資料館に隣接する山中家住宅の活用を検討します。 出土遺物の公開については、令和2年4月に、小浜宿資料館において堂坂遺跡出土の壷や古銭に関する企画展示を予定しており、収蔵庫や蔵に長期間置かれたままの状態であった収蔵物についても、積極的な公開に努めるとともに、HP、広報などを通じて広く情報発信を行います。また、遺物整理作業に係る埋蔵文化財担当職員については、事業の規模により、必要性に応じて会計年度任用職員の活用を含めて人員体制の整備に努めます。
1	定期監査	59	教育委員会事 務局 社会教育部	スポーツ振興課	施設修繕について	本市では、130万円を超える修繕案件については、契約課で「工事」として発注し、工事請負契約書にて契約締結を行うこととされていますが、本件契約は特名随意契約の相手方業者から見積書を徴取し、見積書の内容を確認したところ、修繕費用の大部分を占める新設ポンプの価格が定価から約30%値引きされており、その結果見積額は129万6,000円と担当課契約が可能な範囲に収まっていました。スポーツ振興課に対しては、平成26年度一般会計・特別会計決算審査の際、130万円を超えないよう意図的に分割発注を行っていたのではないかという疑念を払拭することができない旨の意見をしています。本件契約は分割発注が行われたものではありませんが、やはり契約課での工事契約となる手続を回避する意図があったのではないかとの疑念が残ります。特名随意契約を行う際は慎重にその妥当性を検討し、真にやむを得ない場合のみに行うよう心掛けてください。また、事務の省力化のための設計金額の積算であったり特名随意契約ではないかといった疑念を抱かれないためにも、合理的な説明のできる契約内容となるよう取り組んでください。	施設修繕につきましては、毎年、利用者の安全面の確保を優先した順位をつけて修繕計画を作っています。今後は緊急性の高い喫緊の修繕工事でも複数社から見積もりを取り、修繕工事出来ない業者には業者からの辞退の見積もりを取るなどして、公正かつ合理的な説明のできる契約を行うように取り組みます。
1	定期監査	60	教育委員会事 務局 社会教育部	スポーツ振興課	宝塚市スポーツ推進 審議会について	今回、平成27年度以降の審議会の開催状況につき確認したところ、平成28年度に1回、令和元年度に2回(10月末現在)開催したものの、平成27年度、平成29年度、平成30年度については開催がありませんでした。開催できなかった理由について、所管課からは「業務多忙のため開催ができなかった。今後は開催月を定めた上で、年2回以上の開催を実施していく。」旨の説明を受けましたが、審議会はスポーツ基本法第35条に規定するもののほか宝塚市スポーツ推進審議会条例第2条に定める事項について教育委員会の諮問に応じて調査、審議し、建議する重要な機関であることに鑑み、各年度の事業の実施に合わせ、適切に予定を立て、会議を開催することができるように取り組んでください。	宝塚市スポーツ推進審議会につきましては、宝塚市スポーツ推進審議会 条例施行規則第4条第3項で定めるとおり、年2回の定例会を、今後は毎 年決まった月に開催していきます。また、スポーツ基本法第35条に規定す るもののほか宝塚市スポーツ推進審議会条例第2条に定める事項につい ても、宝塚市スポーツ推進審議会が教育委員会の諮問に応じて調査、審 議し、建議する重要な機関であることを鑑み、各年度の事業の実施に合わ せ、適切に予定を立てて会議を開催していきます。

年	度	監査区分	番号	部	課	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)
	1	定期監査	61	教育委員会事 務局 社会教育部	スポーツ振興課	「スポーツクラブ21	今回、令和元年9月末現在の各クラブごとの口座残高及び名義人について確認したところ、口座名義人については、全て事務局長として平成25年3月31日に退職した元社会教育部長のままとなっていました。所管課からは、「元社会教育部長の退職以来、口座名義人の名義変更手続を念っていた。元社会教育部長には速やかに連絡をし、銀行への同行を願う等名義変更手続を行い、適正な事務執行を行う。」旨の説明を受けました。総額1億円を超える多額の金銭を預け入れている通帳の名義が、既に退職した元職員の名義のままとなっているのは、現金管理上大いに問題が残ります。速やかに口座名義を現事務局長の名義にするとともに、今後人事異動等に際しては、適正な預金管理を行ってください。	「スポーツクラブ21ひょうご」に係る預金通帳の名義管理につきましては、令和元年12月末に、現事務局長名義への変更手続きを行いました。その際に、口座届出印も事務局長個人印でなく、「スポーツクラブ21ひょうご」宝塚事務局長印を届出印として登録しました。今後、人事異動等の際には、速やかに名義変更を行い、適正な事務執行を行っていきます。
		財政援助 団体等監 査	62	企画経営部			のうち公社の取得から30年以上経過した土地の簿価合計は約1億8,400万円となっており、第4次健全化計画どおりの事業化、市への処分は困難な状況が見込まれます。 次年度は第4次健全化計画の最終年度となります。次期計画の策定にあたっては、いたずらに目標年次だけを先延ばしすることなく、実行性のある計画内容となるよう注意が必要です。また、健全化計画では、公社保有地の処分方針や処分予定年度を定めるだけでなく、市から公社への無利子融資や、金融機関からの借入利子に対する補助金交付などについても明	いては、令和2年度予算に処分費用を計上し、処分する予定です。また、市道中筋鳥脇線道路用地、(仮称)大堀川公園用地についても、庁内検討を行っており、今後できるだけ早期に予算化し、処分していきたいと考えています。

年度	監査区分	番号	部	課	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)
1	財政援等查	63	産業文化部	文化政策課刊市会員以下,以下的公司,以下的法则,以下的公司,以下,以下的公司,以下的公司,以下的公司,以下的公司,以下的公司,以下的公司,以下可以证证,这一句话,可以可以证明,这一句话,可以可以可以证明,这一句话,可以可以可以证明,这一句话,可以可以可以可以可以可以可以可以可以可以可以可以可以可以可以可以可以可以可以	国際・文化センターの 指定管理について	受けましたが、このままでは、宝塚市立文化芸術センターにおけるギャラリー貸出し開始の影響による、更なる利用の減少も懸念されます。所管課においては、若い世代をターゲットとした需要開拓を行っていくよう指導するとともに、相乗効果を生み出せるような両センターの機能分担についても併せて検討するよう努めてください。 (2) 自主事業と指定管理事業の人件費按分について指定管理者は施設を利用し、外国語教室等の自主事業を行っていますが、自主事業の経費として計上された人件費100万円の根拠を確認したところ、「週3日アルバイト人件費相当額である。」旨の説明を受けました。しかしながら自主事業に携わっている職員はこのアルバイトだけではなく、指	ありませんでした。このことから、文化芸術センターに対する一定の新たな需要が生み出されていると考えられます。 国際・文化センターのギャラリー利用件数の増加に向けては、比較的若い世代の利用者や様々な分野の文化活動(個展の発表、伝統芸能、ヨガ、健康体操、講演会など)のための利用など、新たな需要の掘り起こしを目指し、文化芸術センター、公民館、市立SS・SCなどの公共施設に利用案内パンフレットや開催される展示会等の案内を設置するとともに、ミニコミ誌への掲載、インターネットによる情報発信のほか、施設利用のための説明会を開催するなど、積極的に取り組んでいただくよう指導しています。(2)自主事業と指定管理事業の人件費投分について平成30年度決算における指定管理事業にかかる人件費1,609千円については、宝塚市国際交流協会の事業全体の人件費17,830千円から自主事業の人件費1,000千円、役員報酬360千円、外国人市民母国語等支援事業委託料の人件費 472千円を既に除いたものです。今後も毎年の事業内容に応じた、明確な人件費の按分に努めるように指導していきます。
1	財政援助団体等監査		産業文化部	観光企画課 (宝塚だんじりパ (レード実行委員 会関係)	契約書類について	委員会に第5回宝塚だんじりパレードにかかる委託関係の契約書類の提出を求めたところ、契約書類の所在が不明になっていることが判明しました。これは、宝塚だんじりパレード事業補助金交付要綱第9条における「帳簿及び証拠書類」を散逸していることになります。同交付要綱第9条第2項では「補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、市長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。」とされており、証拠書類の確認ができないことにより、円滑な監査を行うことが困難となり、監査の適正性が担保されなくなります。このことについて委員会に確認したところ、「第6回からは会計担当が一元管理をしていく。」旨の説明を受けましたが、所管課においては、散逸してしまっている契約書類について、契約の相手方から契約書の写しをもらなど、可能なかぎり関係書類を保存できるように指導してください。	令和元年12月19日に実施された宝塚だんじりパレード実行委員会会議内にて改めて観光企画課より、第6回契約書類の保存の徹底及び第5回の契約書類の写しの収集といった監査指摘事項の指導を行いました。